

＼新しく営業されるお店の方へ／

2020年4月から、

飲食店等は原則**屋内禁煙**です！

2020年4月に改正健康増進法が全面施行され、飲食店やオフィス・事業所などの施設は、原則**屋内禁煙**となるほか、**20歳未満の方の喫煙可能エリアへの立入が禁止**となります。



## 飲食店 オフィス・事業所など



喫煙室を設置しますか？

いいえ

はい

### 原則屋内禁煙※



喫煙を認める場合は、法令に基づいた**喫煙室の設置**が必要となります。

※屋内とは、外気の流入が妨げられる場所として、屋根があり、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部です。

### (1)紙巻たばこが吸える喫煙室を設置したい場合

飲食などは不可×

施設の一部に設置可能



### (2)加熱式たばこが吸える喫煙室で飲食等ができるようにしたい場合

加熱式たばこに限定

飲食も可能○

施設の一部に設置可能



喫煙室を設置する場合、標識の掲示が義務付けられています。  
また、20歳未満の方は従業員であっても喫煙エリアに立入禁止となります。

【問合せ先】奈良市三条本町13番1号 奈良市医療政策課  
Tel : 0742-93-8392 Mail : iryouseisaku@city.nara.lg.jp

